

船橋市廃棄物減量等推進審議会公募委員の選考に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市廃棄物減量等推進審議会の委員のうち、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第37条第3項第5号に掲げる「その他市長が必要があると認める者」について、「船橋市附属機関等の委員の公募に関する指針」に基づき公募により委嘱する委員（以下、「公募委員」という）を選考することに関し必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 公募委員に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- ①本市の廃棄物行政に関心があり、船橋市廃棄物減量等推進審議会に出席可能な者であること。
- ②本市の住民基本台帳に登録されている者で、引き続き1年以上市内に在住している者。
- ③応募日現在において、18歳以上の者であること。
- ④応募日現在において、本市の他の附属機関の委員、市政モニター、その他これらに類する者になっていないこと。
- ⑤本市の特別職及び一般職の職員でないこと。

(選考委員会)

第3条 選考委員会の委員は、次の各号に定める委員で構成する。

- (1) 資源循環課長
- (2) クリーン推進課長
- (3) 廃棄物指導課長
- (4) 識見を有する者
- (5) 事業者
- (6) 民間団体の代表者

2 委員会には会長及び副会長を置く。会長は資源循環課長があたり、会務を掌理し委員会を代表する。副会長はクリーン推進課長があたり、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代理する。

3 委員会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

4 会長は、必要と認めるときは、書面により議事の可否を委員に求め、その結果を議事の決定事項とすることができる。

(選考方法)

第4条 公募委員の選考は、小論文による書面審査とし、審査の基準は別に定める審査要領によるものとする。

(事務局)

第5条 選考委員会の事務局は、資源循環課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。